

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	就学援助等関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、就学援助等関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

就学援助等関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

白山市教育委員会

公表日

平成31年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助等関連事務
②事務の概要	<p>学校教育法による児童・生徒等の就学の援助等に行う次の事務</p> <p>【就学援助制度】 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の生活保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の東日本大震災の被災保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。</p> <p>【学齢簿編製】 就学及び異動の届出、指定校学校の変更の申請等の届出、白山市立学校以外への入学又は就学の届出に関する事務を行う。 特別支援学校等への就学に関する事務を行う。</p> <p>【入学支度金支給制度】 経済的理由により入学のための援助を必要とする入学児童生徒の保護者に対して、入学するための必要な経費を支給する。</p> <p>【高校生奨学金支給制度】 教育の機会均等を図るため、学資が十分に確保できない高等学校等の生徒に対し、修学に必要な資金を支給する。</p> <p>【高等学校等修学旅行費助成制度】 経済状態が厳しい世帯の生徒であっても、充実した修学旅行にすることを目的とし、その係る経費の一部を助成する。</p>
③システムの名称	COUS住民記録情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助等関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 白山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年白山市条例第34号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市教育委員会事務局学校教育課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9571
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白山市教育委員会事務局学校教育課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9571

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1 ②事務の概要	<p>【就学援助制度】 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の生活保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の東日本大震災の被災保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。</p> <p>【学齢簿編製】 就学及び異動の届出、指定校学校の変更の申請等の届出、白山市立学校以外への入学又は就学の届出に関する事務を行う。 特別支援学校等への就学に関する事務を行う。</p> <p>【私立幼稚園就園奨励制度】 私立幼稚園への就園を奨励する事業による就園奨励費に係る補助限度額を決定する。</p> <p>【私立幼稚園多子世帯保育料無料化制度】 私立幼稚園に就園する第3子以降に係る保育料を無料化する事業に対する補助金に係る額を算定する。</p> <p>【入学支度金支給制度】 経済的理由により入学のための援助を必要とする入学児童生徒の保護者に対して、入学するための必要な経費を支給する。</p> <p>【高校生奨学金支給制度】 教育の機会均等を図るため、学資が十分に確保できない高等学校等の生徒に対し、修学に必要な資金を支給する。</p> <p>【高等学校等修学旅行費助成制度】 経済状態が厳しい世帯の生徒であっても、充実した修学旅行にすることを目的とし、その係る経費の一部を助成する。</p>	<p>【就学援助制度】 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の生活保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の東日本大震災の被災保護者に対して教育に係る費用の一部を援助する。</p> <p>【学齢簿編製】 就学及び異動の届出、指定校学校の変更の申請等の届出、白山市立学校以外への入学又は就学の届出に関する事務を行う。 特別支援学校等への就学に関する事務を行う。</p> <p>【入学支度金支給制度】 経済的理由により入学のための援助を必要とする入学児童生徒の保護者に対して、入学するための必要な経費を支給する。</p> <p>【高校生奨学金支給制度】 教育の機会均等を図るため、学資が十分に確保できない高等学校等の生徒に対し、修学に必要な資金を支給する。</p> <p>【高等学校等修学旅行費助成制度】 経済状態が厳しい世帯の生徒であっても、充実した修学旅行にすることを目的とし、その係る経費の一部を助成する。</p>	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 5 ②所属長	中村 治郎	古川 孝志	事後	事前通知事項に当たらないため

